

◎新潟県告示第352号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年3月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 柏崎越路線
- 2 供用開始の区間  
柏崎市大字小島字前田1775番1から同市大字山澗字堂子60番1まで
- 3 供用開始の期日 令和3年3月26日